

旧統一教会解散命令：国家的弾圧の実態

旧統一教会（現・家庭連合）に対する解散命令は、戦前の大本教弾圧に類似した国家的弾圧の様相を呈しています。本サイトでは、この裁判の問題点と信教の自由への影響を詳しく解説します。

打ち砕かれた切実な思い

戦前の大本教事件との類似

大本教事件では控訴審で高野綱雄裁判長が「理路整然たる教義を持つ宗教」と認め、全員無罪の判決を下しました。

解散事由の拡大解釈

「法令違反」に民法上の不法行為も含まれるという判断が示され、高裁・最高裁でも維持されました。

1

2

3

4

家庭連合への過料判決

鈴木謙也裁判長は文部科学省の質問権行使を適法と判断し、教団会長に過料10万円の支払いを命じました。

打ち砕かれた希望

筆者は鈴木裁判長を「令和の高野綱雄」になぞらえる希望を持っていましたが、3月25日の解散命令でその思いは打ち砕かれました。



まさしく国策裁判

曖昧な認定基準

決定文は「法令に違反し著しく公共の福祉を害する」と断じていますが、具体的に「誰が、いつ、どこで何をし、どの法令に違反したのか」の基準も証拠も示されていません。

非訟事件手続きの問題

非訟事件では刑事手続のような厳格な事実認定は要求されず、口頭弁論も必須ではなく、裁判は非公開で行われます。

前例との違い

過去に解散命令が出されたオウム真理教と明覚寺は刑事事件で有罪が確定していましたが、家庭連合の場合、刑事事件は一件也没有。

国家が証拠を捏造



陳述書の虚偽・捏造疑惑

文部科学省による元信者の陳述書に虚偽・捏造の疑いがあり、家庭連合側はその数が多く、手口が悪質で組織的関与があったと主張しています。



法廷での明白化

捏造は前年秋頃に発覚し、12月末の元信者への証人尋問で事実がより明白になりました。文科省側は法廷で一切反論できませんでした。



証拠不採用の決定

鈴木裁判長は虚偽・捏造が明らかになったため、文科省が集めた元信者261名の陳述書の全てを証拠として採用しませんでした。



不正の背景

国家公務員がこのような不正に手を染めたのは、他に有力な証拠がなく、焦ったためとしか考えられません。



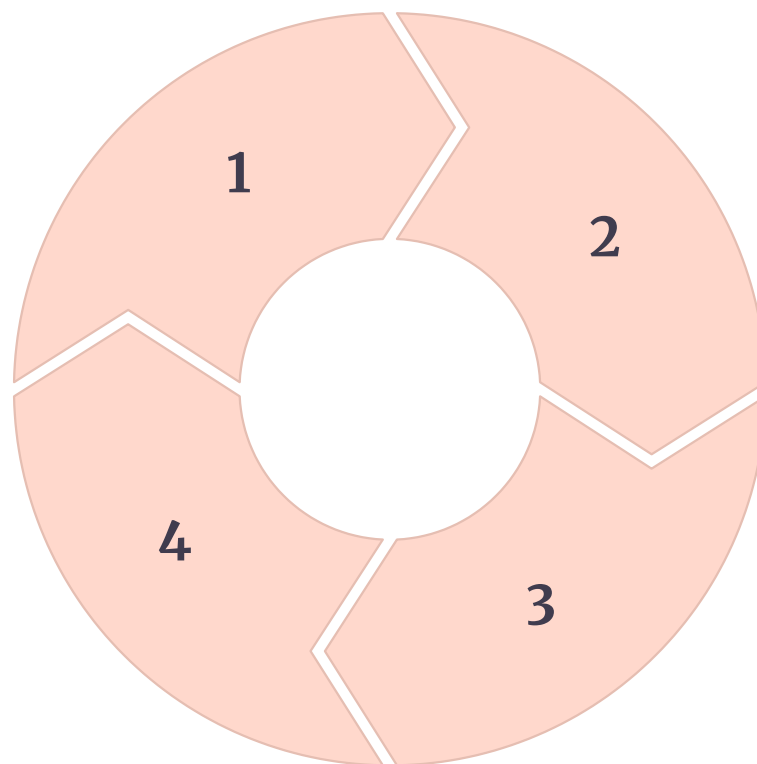
示談や和解まで「不法行為」

民事裁判以外も不法行為認定

裁判所は敗訴した32件の民事裁判だけでなく、裁判前の示談や判決前の和解までも「不法行為」として括りました。

十把一絡げの認定

そうしたケースまで十把一絡げにすべて不法行為であると推測されたのは、およそありえないことです。



通常の法的解決を否定

示談や和解は法律に則って解決金が払われるものであり、通常「不法行為をした」とは認定されません。

やむを得ない返金

教団側によれば、献金は自由意思だったが、経済状況の変化や架空事実に基づく請求に対し、反証可能な証拠がないためやむなく返金に応じたケースがほとんどでした。

全国弁連の法廷戦術と拉致監禁事件の無視



全国弁連の法廷戦術

原告は「霊や地獄の説明で脅されて献金した」と主張し、それが認められて勝訴したとされています。

19

拉致監禁の実態

原告の過半数は脱会屋やキリスト教牧師に唆された親族によって拉致監禁され、強制的に棄教させられた元信者たちです。

20

裁判所の無視

教団側は1966年から日本全国で4300人以上の被害者が出た拉致監禁事件について説明しましたが、決定文はこれを完全に無視しています。

共産党も創価学会も解散か



過去遡及の問題

過去を何十年も遡って不法行為を認定しているため、この理屈ならどんな組織、団体も解散対象になる可能性があります。



他団体との不公平

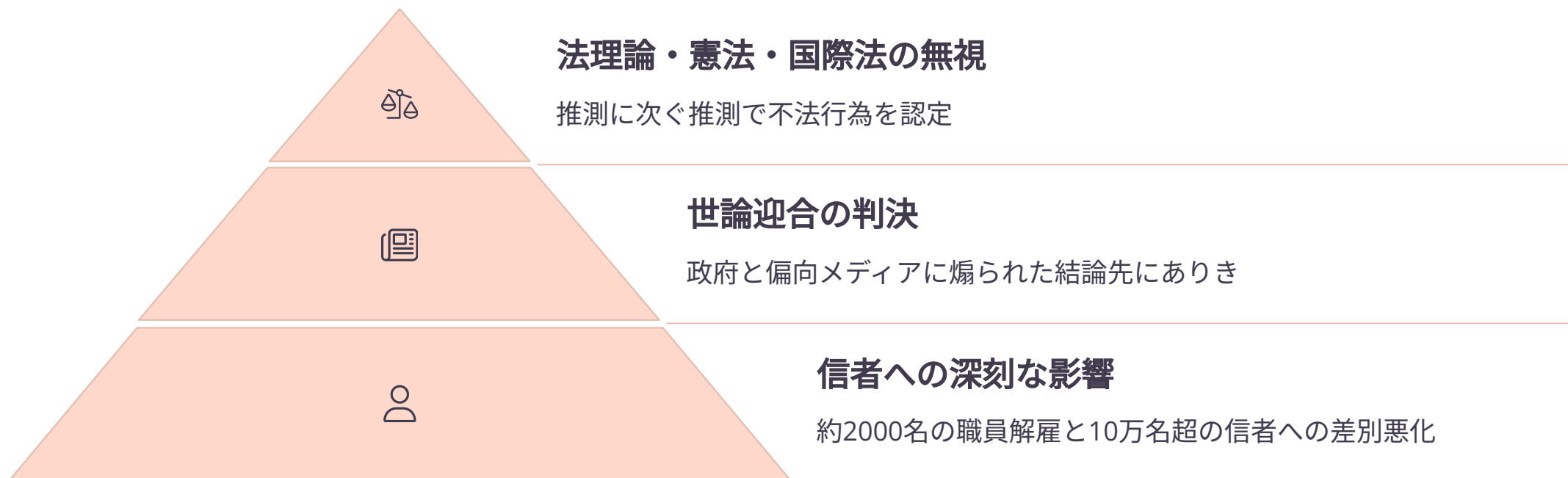
日本共産党の暴力致死事件、創価学会の公職選挙法違反事件、日本基督教団の内ゲバなど、他団体の事件に比べれば家庭連合の問題は内部トラブルに過ぎません。



国際法違反

教団側は「公共の福祉」などの曖昧な概念を用いることは国際法違反と主張しましたが、裁判所はこれを無視しました。

取り返しのつかない事態に



解散命令が確定すれば、家庭連合の職員約2000名（扶養家族含め約4000名）が解雇され、再就職は困難です。10万名を超える信者は社会的差別と迫害を受けており、状況が悪化すれば取り返しのつかない人権侵害が生じることが予想されます。